

◆ 施設基準等届出事項

- ・ 精神病棟入院基本料 15 対 1(看護配置加算) 看護補助加算 1(30 対 1)

当院では月平均 1 日に 40 人以上の看護職員(看護師 准看護師)が勤務しています。

時間毎の配置は次のとおりです。

- 朝 8 時 30 分から夕方 17 時 00 分まで、看護職員 1 人が担当させていただく入院患者さんは 11 人以内です。

- 夕方 17 時 00 分から翌朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人が担当させていただく入院患者さんは 20 人以内です。

また、朝 9 時 00 分から夕方の 16 時 30 分までの時間帯には、身のまわりをお世話させていただく看護補助者が 14 人勤務しています。

当院では医療従事者の負担の軽減及び処遇改善のため、他職種からなる委員会を設置し課題解決に取り組んでいます。

- ・ 入院時食事療養 1

管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)適温で提供しています。また、食堂加算の要件を満たしており、食堂における食事を提供しております。

- ・ 精神科デイケア(小規模)
- ・ 精神科作業療法
- ・ 精神科身体合併症管理加算
- ・ 医療保護入院等診療料
- ・ 精神科退院時共同指導料

◆ その他 指定病院等

- ・ 保険医療機関 ・ 生活保護法指定医療機関 ・ 結核予防法指定医療機関
- ・ 精神保健福祉法指定医療機関